

# 中古住宅の 売買をお考えの方へ

インスペクション+瑕疵保険で安心できる中古住宅を！

インスペクション(既存住宅現況検査/既存住宅状況調査)で劣化事象等の有無を把握。

既存住宅売買瑕疵保険に加入して売買後のリスクと不安を解消。

## あんしん空き家流通促進事業補助金

検査費用と  
保険料の各1/2

最大10万円を補助！

### 申請できる方

県内にある中古住宅の所有者  
(売買契約を締結した買主を含みます)

### 対象となる経費

#### 【インスペクション補助金】

国土交通省「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に沿った現況検査又は「既存住宅状況調査方法基準」に沿った状況調査およびそれらに付随する検査等※に要する経費が対象です。

※知事が指定する団体(裏面参照)に登録された住宅現況検査等技術者が行う現況検査、又は「既存住宅状況調査基準」に規定される既存住宅状況調査技術者が行う状況調査が対象です。

#### 【既存住宅売買瑕疵保険補助金】

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費が対象です。

### 対象となる住宅

居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含みます)で、令和3年4月1日以降にインスペクションしたもの、又は既存住宅売買瑕疵保険の始期が令和3年4月1日以降のもの。

### 補助額

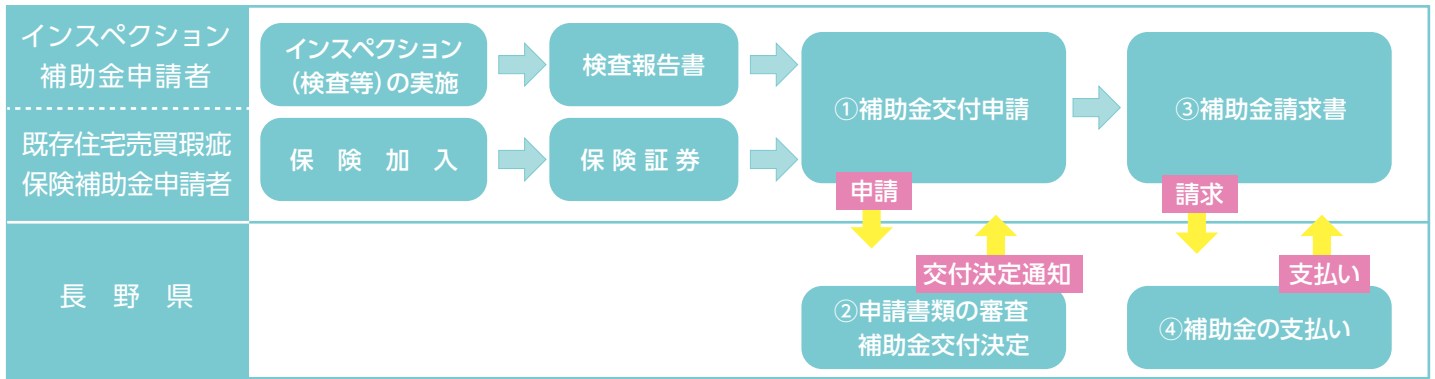
インスペクションの費用の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。

既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。

それぞれの合計で最大10万円を補助します。

申請受付期間 令和3年4月15日から令和4年3月15日まで

## 補助申請の流れ



## 補助金の申請とお問い合わせ先

補助金の申請は、住宅の所在地を管轄する県建設事務所（ただし安曇野建設事務所管内は松本建設事務所、千曲および須坂建設事務所管内は長野建設事務所）の建築担当課で受け付けます。

名称	申請対象の住宅の所在地	電話番号(直通)
佐久建設事務所建築課	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3159
上田建設事務所建築課	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7142
諏訪建設事務所建築課	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2923
伊那建設事務所建築課	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6830
飯田建設事務所建築課	飯田市、下伊那郡	0265-53-0433
木曾建設事務所整備・建築課	木曾郡	0264-25-2229
松本建設事務所建築課	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1935
大町建設事務所整備・建築課	大町市、北安曇郡	0261-23-6524
長野建設事務所建築課	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-234-9530
北信建設事務所建築課	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-23-0220

## 検査員登録団体

団体名
一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会
一般社団法人 住宅管理・ストック推進協会
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会
特定非営利活動法人 住宅長期保証支援センター
特定非営利法人 日本ホームインスペクターズ協会
一般社団法人 日本木造住宅産業協会
一般社団法人 プレハブ建築協会
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 全国古民家再生協会
特定非営利活動法人 住宅情報ネットワーク (一級建物アドバイザーに限る)
一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

## 補助金交付申請に必要な書類

申請の種類	必要書類
インスペクション 補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)</li> <li>○登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し又は住民票の写しなど、居住用に供されていたことが確認できる書類</li> <li>○検査等報告書の写し</li> <li>○現況検査(状況調査)業者もしくは仲介者に対し検査費用を支払ったことが確認できる書類(請求書、領収書又は銀行振込控の写し)</li> <li>○既存住宅現況検査等技術者の登録証又は既存住宅状況調査技術者の修了証の写し</li> <li>○売買に供することが確認できる書類(媒介契約書又は売買契約書の写し等)</li> <li>○その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
既存住宅売買 瑕疵保険補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)</li> <li>○登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し又は住民票の写しなど、居住用に供されていたことが確認できる書類</li> <li>○保険証券の写し</li> <li>○住宅瑕疵担保責任保険法人又は仲介者に保険料相当額を支払ったことが確認できる書類(請求書、領収書又は銀行振込控の写し)</li> <li>○その他知事が必要と認める書類</li> </ul>

※ご不明な点はお近くの県建設事務所(整備・)建築課又は下記の建築住宅課までお問い合わせください。

